

鳴門市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合い、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会をめざします。



鳴門市

目 次

1. はじめに	1
2. 宣誓を行うことができる方	2
3. 宣誓の流れ	3
4. 宣誓に必要な書類	4
5. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付	5
6. 受領証・受領証カードの再交付、変更、返還	6
7. 受領証等の用途	7
8. Q&A	8

【問い合わせ・手続窓口】

鳴門市 健康福祉部 人権推進課

鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

TEL：088-684-1148

FAX：088-684-1370

E-mail : jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp

1. はじめに

本市では、2015（平成27）年に「鳴門市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の基本理念において、性同一性障がい者などいわゆる「LGBTQ+」（以下、性的マイノリティといいます。）などの人々に対する理解を深め、これらの人々に対する差別や偏見をなくし、人権を尊重することを定めております。

すべての人は、生まれついての生物学的な性別などにとらわれず、自身が決定した性の自認や性的指向が尊重されなければなりません。

本市においては、これまで性の多様性や性的マイノリティの人々に対する理解が、市民に広く浸透するように、広報誌などによりこれまで周知・啓発を行ってまいりました。

また、2021（令和3）年3月には「第3次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢステージ）」を策定し、性的マイノリティの人々への支援の在り方についての調査・研究を推進することとしています。

この取組の一環として、「人権尊重のまち 鳴門」のさらなる実現をめざして、互いをパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」であることを市に対して宣誓し、市がその宣誓を受理したことを公に証明する制度を創設しました。

この制度は法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）を有するものではありませんが、宣誓を行ったお二人の思いを尊重し、鳴門市として応援するものです。

制度の導入により、性的マイノリティの人々への社会的理解を広め、多様性を認め合う共生社会の実現をめざします。



レインボーフラッグとは？

レインボーフラッグとは、LGBTをはじめとしたさまざまなセクシャリティの尊厳、そして多様性を表しているフラッグ（旗）のことです。

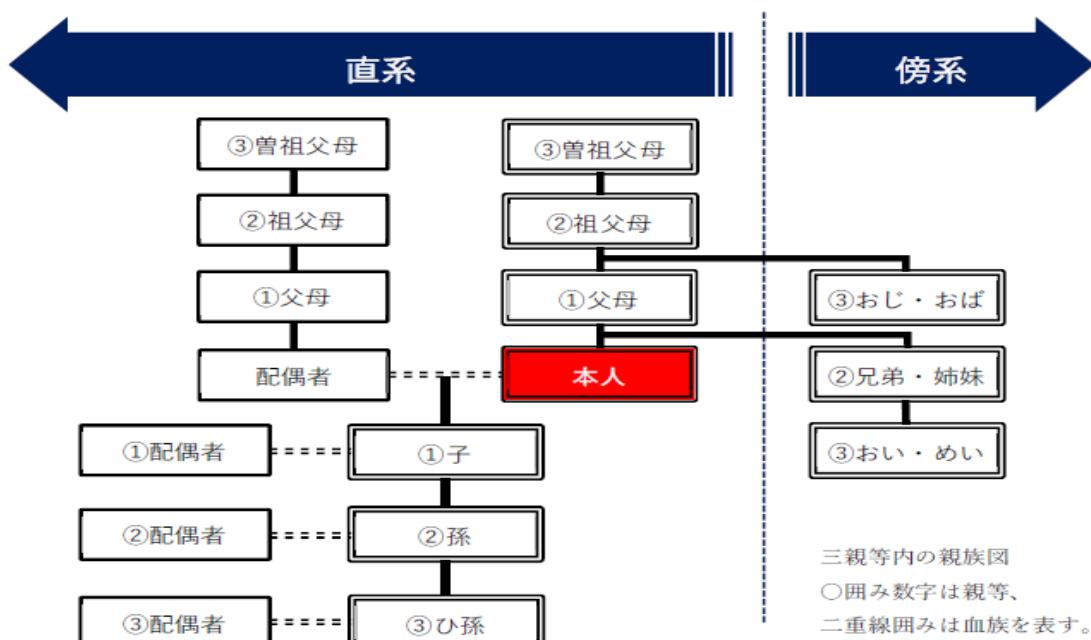
2. 宣誓を行うことができる方

宣誓をされるお二人が次のすべての要件（7は該当する場合のみ）を満たしている必要があります。

1. 宣誓を行う当日において民法で規定する成人に達していること。
2. 一方又は双方の性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者であること。
3. 住所について、次のいずれかに該当すること。（同居を要件としない。）
 - 双方が本市に住所を有している。
 - 一方が市内に住所を有し、他方が本市への転入を予定している。
 - 双方が本市への転入を予定している。

※転入予定の方は、原則1月以内に転入してください。転入後は速やかに住民票の写しなどを提出してください。
4. 双方に配偶者がいないこと。（事実上の婚姻関係にある者を含む。）
5. 双方が宣誓をしようとする相手のほかにパートナーシップの関係にある者がいない、又は他の地方公共団体で実施している本制度と同様の宣誓若しくは登録をしていないこと。
6. 双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係ないこと
※ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く。
7. 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）」に未成年の子の氏名を記載する場合は、パートナーの一方又は双方と同居し、生計が同一であること。

パートナーシップの宣誓をすることができない近親者



3. 宣誓の流れ

①まずはお互いの意思確認を（予約の前に）

- パートナーシップ・ファミリーシップとは、互いを人生のパートナー又は家族として、相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係です。
- パートナーシップ・ファミリーシップの関係であることと、2ページの「宣誓を行うことができる方」の要件を確認してください。

②宣誓日時の事前予約（宣誓希望日時の7日前まで）

- 電話・FAX・メール・来所のいずれかで宣誓日時を予約してください。

【予約先】

鳴門市 健康福祉部 人権推進課
TEL：088-684-1148 FAX：088-684-1370
E-mail：jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp

③パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

- 予約した日時に、人権推進課にお越しください。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方もご一緒に越しください。
- 必要書類（4ページ参照）を提出してください。
- 本人確認及び必要書類の確認を行います。なお、書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただく場合があります。
- 市の職員の立会いのもと、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に署名していただきます。
- 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。

④受領証・受領証カードの交付

- 宣誓に係る書類を確認の上、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第4号）」を後日交付します。（1週間ほど期間をいただきます。）
- 受取方法は、窓口での交付又は郵送による交付のいずれかを選択できます。

～一方又は双方が本市に転入予定の場合～

宣誓後原則1月以内に転入し、転入後に住民票の写し等、転入の事実が確認できる書類を速やかに提出してください。

4. 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

①市内在住又は本市への転入を予定していることを確認できる書類

(1) 本市にお住まいの方

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（お一人1通ずつ）

※お二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された書類1通のみで構いません。

※宣誓日前3月以内に交付されたものに限ります。

※住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※ファミリーシップの宣誓を行う場合は、未成年の子の住民票の写し又は住民票記載事項証明書をご提出いただきます。なお、パートナーシップ宣誓時の確認書類として提出された住民票の写し又は住民票記載事項証明書に子どもの記載がある場合は、必要ありません。

(2) 本市に転入予定の方

- ・転出証明書、賃貸借契約書の写しなど、転入予定であることがわかる書類

※不動産契約手続中などの事情により、上記の書類が揃わない場合はご相談ください。

※転入後は、本市への転入を確認するため、速やかに住民票の写しなどをご提出いただきます。

②配偶者がいないことを確認できる書類

- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書その他独身であることを確認できる書類（お一人1通ずつ）

※宣誓日前3月以内に交付されたものに限ります。

※外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書や独身証明書など配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること。）を添えて提出してください。

③本人確認書類

以下の書類のいずれか1点又は2点をお二人分提示してください。

1点の提示で足りるもの（例）	2点の提示で足りるもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・運転免許証・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書など（顔写真付きに限る。）	<ul style="list-style-type: none">・医療保険・介護保険の被保険者証・国民年金手帳・国民年金証書・各種医療証・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書などで顔写真がないもの

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

④通称の使用を希望する場合

性別違和等で通称を使用する場合は、日常的に通称を使用していることが分かる書類（通称で届いた郵便物等）の写しを提出してください。

5. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第4号）」を交付します。

①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（A4用紙タイプ）

宣誓が受理されたことを証明する書類です。1部交付します。（必要であれば2部。）
(表) (裏)

様式第3号（第5条関係）	
宣誓番号第 号 年 月 日	
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証	
氏名 様 (生年月日： 年 月 日)	氏名 様 (生年月日： 年 月 日)
未成年者氏名 様 (生年月日： 年 月 日)	未成年者氏名 様 (生年月日： 年 月 日)
上記両名から、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。	
宣誓日 年 月 日	鳴門市長 印

表面の背景には、適宜意匠を加えることができます。

②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（カードタイプ）

当事者に1部ずつ交付します。

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード	
鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。	
宣誓日 年 月 日	【宣誓番号第 号】
宣誓者 【本人】 様	【パートナー】 様
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
年 月 日	鳴門市長 印

表面の背景には、適宜意匠を加えることができます。

～宣誓を行ったお二人へ～
・当該受領証の紛失、破損等の事情により、受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により申請することができます。
・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に提出してください。
(1) 2人の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
(2) パートナーの一方が死亡したとき。
(3) 市内に転入を予定していたパートナーの一方又は双方が転入しなかったとき。
(4) パートナーの一方又は双方が市外に転出したとき。
(5) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。
※パートナーシップとは、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている又はともにすることを約束した2人の関係をいいます。
※ファミリーシップとは、パートナーの関係にある2人の一方又双方に未成年の子がいる場合、当該未成年の子の養育について相互に協力する関係をいいます。
～この受領証の提示を受けられた方へ～
この受領証は、お二人が、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている又はともにすることを約束したパートナーシップの宣誓をされたことを鳴門市が証するものです。
法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣誓された証です。
受領証等の提示を受けられた方は、この趣旨をご理解いただくとともに、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。
戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）
氏名 氏名 通称 通称

～この受領証カードの提示を受けられた方へ～
鳴門市では、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「人権尊重のまち 鳴門」の実現をめざして、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。
法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣誓された証です。
この趣旨をご理解いただくとともに、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。
【特記事項】
○未成年者氏名
生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日
○戸籍上の氏名（通称の場合）

6. 受領証・受領証カードの再交付、変更、返還

受領証・受領証カード（以下「受領証等」といいます。）の再交付、宣誓内容の変更、受領証等の返還をする場合は、次の手続きが必要です。

①受領証等の再交付

- ・受領証等の紛失やき損、破損等の事情により受領証等の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）」を提出していただきます。提出の際は、本人確認を行わせていただきます。（4ページを参照）
- ・紛失以外の場合はき損、破損した受領証等を添付してください。
- ・受領証等は後日交付します。（1週間ほど期間をいただきます。）
- ・受取方法は、窓口での交付又は郵送による交付のいずれかを選択できます。

②宣誓内容の変更

- ・住所、氏名・通称、その他宣誓した内容に変更があった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第6号）」に、変更した事実が分かる書類（住民票の写し、郵便物など）を添付して提出していただきます。提出の際は、本人確認を行わせていただきます。（4ページを参照）
- ・氏名・通称の変更など受領証等の記載事項が変更となる場合は、変更前の受領証等を返還していただきます。変更後の受領証等は後日交付します。（1週間ほど期間をいただきます。）
- ・受取方法は、窓口での交付又は郵送による交付のいずれかを選択できます。

③受領証等の返還

次の項目に該当した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）」に、受領証等を添付して提出していただきます。提出の際は、本人確認を行わせていただきます。（4ページを参照）

- （1）パートナーシップが解消されたとき
 - （2）宣誓者的一方が死亡したとき
 - （3）宣誓要件を満たさなくなったとき（2ページを参照）
- ・返還届出日以降は、再交付申請などにより受領証等を再発行することはできません。



7. 受領証等の用途

本制度は、鳴門市が宣誓を行われた方々を応援するものです。こうした、自治体の宣誓制度をきっかけとして、民間サービスの提供が徐々に始まっております。

民間におけるサービス

- ・医療機関での家族としての対応
 - ・携帯電話の家族割の適用
 - ・航空会社の家族で共有できるマイルの適用
 - ・生命保険金の受取人の適用
- など

※事業者によって取扱いが異なるため、直接事業者にお問い合わせください。

行政におけるサービス

- ・市営住宅への住居
パートナーシップ関係にある2人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者として、市営住宅への入居を可能とします。
- ・保育施設等の利用申請
パートナーの子どもの保育所等の利用申請をする際に、その子どもを現に監護している状況であれば「養育する保護者」としての申請を可能とします。

その他受領証等を提示することで利用できる行政サービスについては、担当課にお問い合わせください。

また、民間事業者や市民の皆さんに対しても、制度の趣旨を理解し、宣誓者に適切な対応を行っていただけるように周知啓発を行っていきます。

8. Q & A

Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか？

A1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません

Q2. 法的効力がないのに、制度を導入するはどうしてですか？

A2. 本制度は、互いを人生のパートナー又は家族として、相互に責任を持って協力し合うことを約した関係であることを尊重する制度です。パートナーシップ・ファミリーシップ関係を市が認知することで、当事者が抱えるさまざまな不安や困難を軽減する一つの手段になることをめざしています。

また、本制度の導入により、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消につながることも期待されます。

Q3. 現在市外に住んでいてもパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか？

A3. 現在本市に住んでいなくても、原則1月以内に本市に転入予定であれば、宣誓は可能です。ただし、転入後は本市への転入を確認するため、速やかに住民票の写しなどをご提出いただきます。

Q4. 転入予定でも宣誓可能としているのはどうしてですか？

A4. この制度は、原則として鳴門市民を対象としています。しかし、戸籍上同性のお二人が本市に転入し、賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合が少なくないと考えます。そのため、お二人の関係を示す証明として活用される場合を想定し、転入予定の方も宣誓可能としています。

Q5. 同居していないと宣誓することはできませんか？

A5. 双方が本市に居住、若しくは本市に転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

ただし、転入予定の方については、原則宣誓日から1月以内に転入していただく必要があります。

Q6. 事実婚でも宣誓はできますか？

A6. 本制度は性的マイノリティの方々への支援の一環として行うものです。宣誓するお二人の一方又は双方が性的マイノリティであることが要件であり、事実婚は含みません。

Q7. 代理や郵送での宣誓は可能ですか？

A7. 市の職員の面前で、本人確認の上、宣誓書に署名していただく必要があるため、代理や郵送での宣誓はできません。なお、ご自分での署名が困難な場合は、代筆は可能です。

Q8. 対象は同性カップルのみですか？

A8. 以下の要件を満たしている一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象としており、戸籍上同性のカップルには限定していません。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び当事者以外の者とパートナーシップの関係ないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。

Q9. パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A9. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付に費用はかかりません。

ただし、必要添付書類である住民票の写しや戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などの交付手数料は自己負担となります。

Q10. 島根市内で転居することになった場合はどうしたらいいですか？

A10. 一方又は双方が市内で転居する場合、宣誓内容に変更が生じることとなるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届を、変更内容がわかる書類を添えて提出してください。

Q11. パートナーの一方又は双方が転出した場合はどうすればいいですか？

A11. 本制度の対象要件として「市内に住所を有していること」と定めていることから、一方又は双方が転出した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届に受領証等を添えて提出してください。

Q12. 受領証等は即日交付されますか？

A12. 即日交付ではありません。宣誓後、書類を確認の上、後日来所・郵送にて交付します。なお、交付までには1週間ほど期間をいただきます。

Q13. 通称を使用できますか？

A13. 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが客観的に確認できる書類（顔付きの社員証や通称で届いた郵便物など）を宣誓時に提示してください。交付する受領証等は、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものとなります。

Q14. プライバシーは守られますか？

A14. 手続きの際は、個室で対応します。

提出書類や記載内容等の個人情報は固く守られます。

Q15. 平日は仕事があり、2人で来所することは難しいのですが？

A15. 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q16. パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときは、どうすればいいですか？

A16. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届に受領証等を添えて提出してください。

Q17. 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

A17. 市が宣誓書を受理するとともに受領証等を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うために身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップを無効とし、受領証等を返還していただきます。

